

高等学校奨学金通学費等返還免除制度のご案内 ～令和6年4月から要件が緩和されます～

高等学校奨学金通学費等返還免除制度をより多くの奨学生に利用していただくため、令和6年4月から、以下のとおり要件を緩和します。（記載のない要件については、従前どおりです。なお、高校奨学金の申し込み要件を緩和するものではありません。）

1 対象者

奨学生の属する世帯の**生計維持者**が市町村民税所得割非課税（生活保護法による生業扶助を受給している者を除く。）であること。

<解説>

これまでは、奨学生の属する世帯の全員が市町村民税所得割非課税であることが要件でしたが、今後は、生計維持者（原則父母。父母がいない場合は祖父母等、父母に代わって生計を維持している主たる方。）が該当する場合は、本制度の対象となります。

2 対象経費

自家用車の利用については、**やむを得ない場合**に限ること。

<解説>

これまで、自家用車利用については、居住地近辺から公共交通機関を利用して通学することができない場合に限り対象としていましたが、今後は、交通機関の利用の可否に限らず、やむを得ないと青森県育英奨学会が判断した場合は、本制度の対象となります。

3 他の団体の通学費支援制度との併用

他の団体から、通学費相当額を**生活費支援として給付されるもの**については、**併給を可**とすること。

<解説>

これまで、市町村から通学費支援を受けている場合は、その額を差し引いた額を超える額のみ対象としていましたが、今後は、他の団体（市町村を含みます。）から通学費相当額を生活費支援として給付されるものについては、「通学費等から控除する額」の対象とせず、併給を可とします。